

鳥取県告示第261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月26日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
倉吉市農業協同組合	地区再編農業構造改善事業西郷地区区画整理	昭和60年3月25日